

平成22年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 供用開始区域内人口 | 65,813 人 |
| (2) 年間総排水量 | 7,424,940 m ³ |
| (3) 主要な建設改良事業 | 管渠整備事業等 571,930 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 下水道事業収益	2,451,101 千円
第1項 営業収益	1,370,815 千円
第2項 営業外収益	1,080,285 千円
第3項 特別利益	1 千円

支	出
第1款 下水道事業費用	2,756,375 千円
第1項 営業費用	2,046,447 千円
第2項 営業外費用	708,270 千円
第3項 特別損失	1,558 千円
第4項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額834, 810千円は、当年度分損益勘定留保資金834, 810千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 下水道事業資本的収入	1,270,816 千円
第1項 企業債	456,000 千円
第2項 負担金	38,651 千円
第3項 補助金	758,965 千円
第4項 長期貸付金回収金	7,200 千円
第5項 その他資本的収入	10,000 千円

支	出
第1款 下水道事業資本的支出	2,105,626 千円
第1項 建設改良費	671,582 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,416,844 千円
第4項 その他資本的支出	7,200 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ158,700千円及び245,300千円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
下水道事業 資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場 施設改築事業	371,500千円	22	143,500千円
				23	228,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率
公共下水道事業	393,300千円	証書借入	年4%以内
流域下水道事業	62,700千円		

償還の方法		
償還期限	据置期間	その他
30年以内	5年以内	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、もしくは、繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 159,659千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,739,694千円である。

平成22年3月8日 提出

天理市長 南 佳策